平成２７年（フ）第３２号
秋田市新屋松美ガ丘北町20番22号　ＦＴ22203
債務者　高山　晃司
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４１２号
茨城県水戸市東赤塚4345番地　県営赤塚アパート４棟４Ｆ２号
債務者　島根　初絵
1　決定年月日時　平成27年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第５号
茨城県桜川市大泉25番地１
債務者　石嶋　正人
1　決定年月日時　平成27年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第３０号
茨城県鉾田市舟木56番地18
債務者　根本　勝美
1　決定年月日時　平成27年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第３５号
茨城県水戸市柳河町402番地の１　市営柳河町住宅１棟204号
債務者　鶴町とよ子
1　決定年月日時　平成27年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第３６号
茨城県水戸市柳河町402番地の１　市営柳河町住宅１棟204号
債務者　鶴町　貴亨
1　決定年月日時　平成27年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第４３号
茨城県水戸市見川１丁目1171番地の３　フォーライフ見川202号
債務者　上原　裕香
1　決定年月日時　平成27年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第４８号
茨城県水戸市浜田１丁目７番１―201号　シティコート浜田
債務者　斉藤　　守
1　決定年月日時　平成27年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第５号
千葉県長生郡白子町南日当930番地16
債務者　中村　信之
1　決定年月日時　平成27年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２７年（フ）第２３号
千葉県流山市加２丁目７番地の９　かがりび荘105
債務者　大澤美絵子
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第２８号
千葉県松戸市常盤平３丁目３番地の23　コーポ幸201号
債務者　佐藤亜紀子
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第４２１号
新潟市西蒲区大原4044番地３、前住所新潟市西蒲区茨島1842番地５
債務者　佐藤　秀雄
1　決定年月日時　平成27年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４３４号
新潟市東区中興野３番14号　Ｍハイツ Ⅱ101号
債務者　樋口　浩一
1　決定年月日時　平成27年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２６号
福井県坂井市春江町針原第21号54番地８　コーポ針原202号
債務者　森澤　昭介
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第４０３号
大津市際川２丁目12番７号　田仲方、前住所大津市大江４丁目４番１号　アベール大江305
債務者　喜多次こと　瀧本　　睦
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４０４号
大津市大江３丁目５番25号　リコースクエアー312号室、前住所京都市伏見区向島吹田河原町143番地10
債務者　北村　隆吏
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
大津地方裁判所民事部